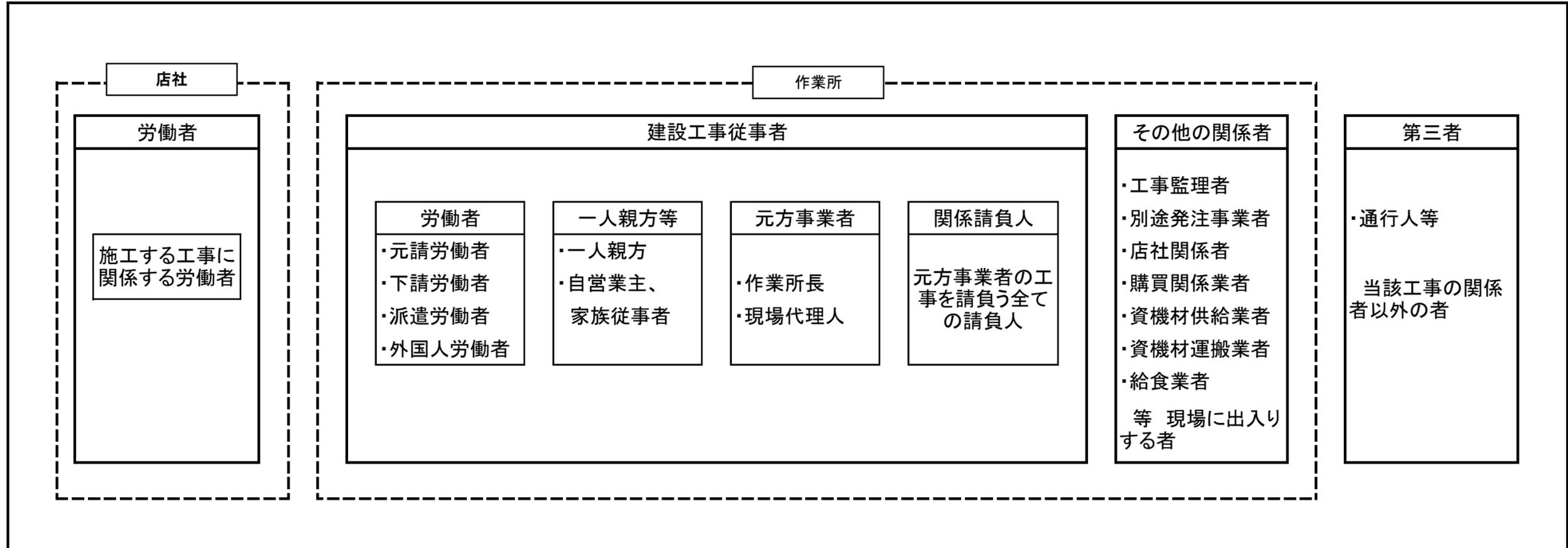


労働災害等から保護する NEW COHSMSの対象者



注 1)「労働者」とは労働基準法第9条に規定する労働者をいう。

ex)・「元請労働者」とは元方事業者が使用する労働者をいう。

・「下請労働者」とは関係請負人が使用する労働者をいう。

2)「派遣労働者」とは労働者派遣法第2条第2項に規定する派遣労働者をいう。

3)「外国人労働者」とは「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」

(平成19年厚生労働省告示第276号)の第3に規定する外国人労働者(技能実習生を含む。)をいう。

4)「一人親方等」とは「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」において規定された一人親方等をいう。

用語の定義の根拠となる法律等

「労働者」

労働基準法 第9条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法 第2条 第2項

一 労働者派遣

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者

事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。

「外国人労働者」

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」

第三 外国人労働者の定義

この指針において「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くものとする。

また、「外国人労働者」とは、外国人の労働者をいうものとする。

なお、「外国人労働者」には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生(以下「技能実習生」という。)も含まれるものである。

「建設工事従事者」

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 第2条

2 この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。

「一人親方等」

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者(以下「一人親方等」という。)を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

「元方事業者」「関係請負人」

労働安全衛生法 第15条

事業者で、一の場所において行う事業の一部を請負人に請負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「特定元方事業者」という。)は、その労働者及びその請負人(元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。)の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第31条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。